

平成27年12月17日

宗像市議会

議長 吉田 益美 様

建設産業常任委員会

委員長 小島 輝枝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

第107号議案 宗像市観光物産館の指定管理者の指定について

本案は、宗像市観光物産館の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 宗像市観光物産館
- 2 団体の名称等 株式会社 道の駅むなかた
代表取締役 中村 忠彦
宗像市江口1172番地
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 平成27年4月1日より、株式会社まちづくり宗像から、株式会社道の駅むなかたへ社名変更を行っている。
- 5 平成25年度より、市も各団体（宗像農協、宗像漁協、宗像市商工会、宗像観光協会）と同額の100万円を出資し、第三セクター方式での運

営に変更。3期目も引き続き非公募で指定するものである。

- 6 産業振興の推進のため、3期目の業務内容に、交流の促進に関する基盤整備の研究（道の駅を拠点とした観光交通体系、観光事業）、物産直売所出品者の後継者育成対策等を盛り込み、更なる市事業との連携・協力の強化を行う。
- 7 組織体制については、平成26年度から、総務・企画部門と販売部門の2部門体制とし、従来の管理運営に加え、イベントの企画や新商品の開発等に力を入れている。
- 8 指定管理候補者の選定結果では、開館から現在まで、集客数や売り上げが年々増加しており、管理及び運営は順調であると評価されている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第108号議案 宗像市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例について

第109号議案 宗像市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

この2議案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、宗像市農業委員会の条例について、関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 農業委員の公選制は廃止され、市長が議会の同意を得て任命することとし、市長は農業者等に対し委員候補者の推薦を求めるものとする。
- 2 農業委員会は、新たに、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を委

嘱することとし、農地等の利用最適化推進のための活動を行う。
農業委員と農地利用最適化推進委員の定数はともに12人とする。

〔第108号議案〕

【意見】

(反対意見)

- ・企業が農業に参入すると土地が転用される不安がある。宗像の農業、土地利用を守っていくためには、従前のように公選制を適用した農業委員の選出という形は、民主主義を保障するという観点からも残すべきである。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

〔第109号議案〕

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。